農業を経営する皆様へ

様々なリスクから農業経営を守ります!

収入保険は、自然災害や価格低下だけでなく 業者の経営努力では避けられない収入減少が 補償の対象です!



自然災害等で減収







災害で作付不能



けがや病気で収穫不能



倉庫の浸水被害



取引先の倒産



盗難や運搬中の事故



為替変動で大損



収入の8割を補償!

例えば、基準収入1,000万円の場合、 最大810万円の補てんが受けられます。

保険料は約1%!

- ※ 保険料、付加保険料には50%、積立金には75%、の国庫補助が あります。積立金は補てんに使われなければ、翌年に持ち越します。
- ※ 保険料、積立金は分割払ができます。(最大9回)

例えば、基準収入1,000万円の場合、

保険料は10 万円(経費)

積立方式の積立金22.5万円(掛捨てではありません)

保険料の安いタイプもあります!

※ 保険料・積立金も農林漁業セーフティネットなどの制度融資も利用 できます。

例えば、補償の下限の選択、支払率の選択などで

無利子のつなぎ融資が受けられます!

※ つなぎ融資を受けた金額は、保険期間の売上確定した後に計算し た補てん金から差し引きます。

40%程度保険料を安くできます。

保険期間中であっても、自然災害や価格低下等に より、補てん金の受け取りが見込まれる場合、 無利子のつなぎ融資を受けることができます。

農林水産省



加入できる方

青色申告を行っている農業者(個人・法人)です。

- ※ 保険期間開始前に加入申請を行います。
- ※ 加入申請時に、青色申告実績(簡易な方式を含む)が1年分あれば加入できます。
- ※ 収入保険と、農業共済、ナラシ対策などの類似制度は、どちらかを選択して加入します。
- ◎ 令和3年1月からは、当分の間の特例として、 野菜価格安定制度の利用者が収入保険に加入する場合、 収入保険と野菜価格安定制度を同時利用(1年間)することができます。
 - ※ 同時利用される方は、収入保険の保険料等と野菜価格安定制度の生産者の負担金の 両方を支払います。
 - ※ また、収入保険の保険期間中に、野菜価格安定制度の補給金を受け取った場合、 収入保険の補填金の計算上、その金額を農業収入として扱います。

保険期間

税の収入算定期間と同じです。

個人:1月~12月 法人:事業年度の1年間

補償内容

保険期間の収入 (農産物の販売収入)が、基準収入の9割を下回ったときに、下回った額の9割を上限に補てんします。

- ※ 基準収入は、過去5年間の平均収入(5中5)を基本に、保険期間の営農計画も考慮して 設定(規模拡大など上方補正)
- ※ 毎年の農産物(自ら生産したもの)の販売収入は、青色申告決算書等を用いて整理します。
- ※ 農産物の販売収入には、精米、仕上茶などの簡易な加工品の販売収入も含められます。
- ※ 肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は対象外です。

収入保険に関する相談窓口

●収入保険について、加入条件や補償内容など詳しいことは、以下の相談窓口に お問い合わせください。

徳島県農業共済組合(NOSAI徳島)

○本所

徳島市山城西二丁目74 TEL 088-622-7731

○南部支所 阿南市桑野町中野120-1 TEL 0884-21-1050 · 石井分室 名西郡石井町高川原字高川原64-1 TEL 088-675-0120

○西部支所 美馬市脇町大字猪尻字西上野115-1 TEL 0883-52-3301